

資産承継に関する特約

1 【資産承継に関する特約】

資産承継に関する特約（以下「本特約」といいます。）は、「SMBC エルダープログラム規定」（以下「エルダープログラム特約」といいます。）が適用される SMBC エルダープログラム専用普通預金であり、かつ、「普通預金に関する無利息特約」が適用される決済用普通預金（以下「対象預金」といい、対象預金に係る預金口座を「対象口座」といいます。）について、対象預金の預金者が対象預金の全部または一部の贈与を受ける者（以下「受贈者」といいます。）との間において締結した当行所定の様式による死因贈与契約（以下「本件贈与契約」といいます。）に基づく取扱いを行うことに関し、「普通預金規定」その他の適用ある規定の特則を定めるものです。

2 【特約の成立】

本特約は、預金者および受贈者（受贈者が複数いる場合には、その全員とします。以下同じ。）間において締結された本件贈与契約の契約書原本が当行に提出された後、当行所定の手続が完了した時点において成立するものとし、当該時点以降、預金者および受贈者に適用されるものとなります。

3 【普通預金規定 10(1)による制限の解除】

- (1) 本特約が成立し、有効に存続している間において、本件贈与契約に基づく受贈者に対する対象預金の贈与の効力が生じた場合には、当該贈与の効力が生じた時点において対象預金に係る金銭債権のうち当該受贈者に移転した部分（当該受贈者が複数いる場合には、対象預金に係る金銭債権のうち当該受贈者の受取割合において分割されて当該受贈者に移転した部分を意味します。）について「普通預金規定」10(1)による制限が解除されるものとなります。
- (2) 前記(1)により「普通預金規定」10(1)による制限が解除された後、本件贈与契約に基づく受贈者に対する対象預金の贈与の効力が生じなかったものとされた場合には、対象預金に係る金銭債権のうち当該贈与の効力が生じなかった部分について預金者に相続が開始した時点にさかのぼって前記(1)による解除の効力が失われるものとなります。

4 【受贈者への払戻し】

- (1) 受贈者は、本件贈与契約に基づき当該受贈者に対する贈与の効力が生じた対象預金の払戻しを希望する場合には、あらかじめ、払い戻される対象預金に係る資金を入金するために必要な、当行を口座開設銀行とする預金口座（以下「受取口座」といいます。）を当行所定の方法により指定ください。また、受贈者は、受取口座の指定変更を行う場合には、あらかじめ当行所定の方法により届け出てください。受取口座の指定がなされない場合または指定された受取口座が後記(2)の払戻請求に係る手続の時点で解約等により存在しない場合には、当行は対象預金の払戻しを行わないことができるものとなります。
- (2) 受贈者は、本件贈与契約に基づき当該受贈者に対する贈与の効力が生じた対象預金の払戻請求を行う場合には、当行に対し、預金者の除籍謄本その他の当行が必要と認める書類を提出することその他の当行所定の手続を行うことにより、当該対象預金の全額について一括して払戻請求を行うものとなります。

- (3) 本件贈与契約に基づき対象預金の贈与の効力が生じた受贈者が複数いる場合において、当該受贈者が当該対象預金の払戻請求を行うときは、当該受贈者の全員が当行所定方法により連名で当該対象預金の払戻請求に係る手続を行うものとします。ただし、当該受贈者の全員が連名で当該対象預金の払戻請求を行うことが困難であると当行が認めた場合には、別途当行が定める方法により対象預金の払戻請求に係る手続を行うものとします。
- (4) 受贈者が本件贈与契約に基づく受贈を希望しない場合には、当該受贈者は速やかに当行所定の方法により当行に届け出てください。当行が受贈者に対し、本特約の定めに従って払戻しを行う前に、受贈者（既に払戻しを受けた受贈者がいる場合には、当該受贈者を除きます。）を含む預金者の相続人全員の合意に基づく遺産分割協議書の提出を受け、当該協議書の内容が本件贈与契約の内容に抵触する場合についても同様の届出があったものとみなします。
- (5) 本件贈与契約に基づき受贈者に対する対象預金の贈与の効力が生じたものの、当該受贈者が預金者に相続が開始した日から6ヶ月（以下「払戻請求期間」といいます。）以内に当該対象預金の払戻請求を行うことが困難であると当行が認めた場合において、当行が当該受贈者の払戻請求期間を延長する必要があると認めたときは、当行は、当行が相当と認める範囲に限り、当該受贈者の払戻請求期間を延長できるものとします。当行は、当該受贈者の払戻請求期間を延長する場合には、速やかに当行所定の方法により当該受贈者にその旨および延長後の払戻請求期間を通知するものとします。
- (6) 預金者が当行に対して借入債務、手数料やその他の金銭債務（以下「借入債務等」といいます。）を負っている場合には、預金者の相続人または受贈者が当該借入債務等をすべて弁済または当行所定の手続に従い当該借入債務等の引受けを完了する時点まで、当行は対象預金の払戻しを行わないことができるものとします。
- (7) 当行が受贈者に対して対象預金の払戻しを行う前に、本件贈与契約の効力および受贈者の権利に関して争いがあることを知った場合には、当該争いのある当事者間の合意または確定判決等により、受贈者に対して当行が払い戻すことができる対象預金の具体的な金額が確定されるまでの間、当行は対象預金の払戻しを行わないことができるものとします。
- (8) 当行は、前記(2)の書類の記載内容が真実かつ正確でないおそれがある場合、預金者および受贈者に相続が開始している場合においてその先後が不明な場合その他の本件贈与契約に基づく当該受贈者に対する対象預金の贈与の効力に疑義があると合理的に判断した場合には、預金者の相続人全員の同意を確認できるまでの間、当該受贈者に対し、対象預金の払戻しを行わないことができるものとします。
- (9) 当行は、受贈者に対象預金を払い戻すことをもって、本件贈与契約に基づく当該受贈者に対する当該対象預金に係る金銭債権の譲渡について民法第467条第1項に定める承諾を行うものとします。
- (10) 当行は、対象預金の全額が払い戻された場合には、預金者および受贈者（預金者に相続が開始した後は、受贈者のみ）に通知することなく、対象口座を解約できるものとします。

5 【本特約の解約】

- (1) 次の①から③までのいずれかに該当した場合には、当行は、当行所定の方法により預金者および受贈者（預金者に相続が開始した後は、受贈者のみ）に通知することにより、本特約を解約できるものとします。
 - ① 預金者に相続が開始した時点において、預金者または受贈者が、日本国籍を失いまたは日本国内に居住していないとき
 - ② 預金者または受贈者が当行に届け出た情報、提出した書類等について、重要な点において誤りまた

は不正確であることが判明したとき

- ③ 前各号に掲げる場合のほか、受贈者に対して対象預金の払戻しを行うことが困難でありまたは相当でないと認められる事情が生じたとき
- (2) 受贈者が複数の場合において、一部の受贈者のみが前記(1)の①から③までのいずれかに該当したときは、当行は、当行所定の方法により預金者および当該受贈者（預金者に相続が開始した後は、当該受贈者のみ）に通知することにより、当該受贈者との間においてのみ本特約を解約できるものとします。

6【本特約の終了】

- (1) 次の①から⑤までのいずれかに該当した場合には、本特約は、特段の手続を要することなく当然に終了するものとします。
- ① 当行が、本件贈与契約が解除されまたは終了したことを知ったとき
 - ② 当行が、本件贈与契約の効力が生じないこととなったことを知ったとき
 - ③ 受贈者に対し、本件贈与契約に基づき当該受贈者に贈与された対象預金の全額が払い戻されたとき
 - ④ 対象口座が解約されたとき
 - ⑤ エルダープログラム特約が解約されたとき（ただし、預金者に相続が開始したことによりエルダープログラム特約が解約されたときを除きます。）
- (2) 受贈者が複数の場合において、一部の受贈者のみが前記(1)①から⑤までのいずれかに該当したときは、本特約は、当該受贈者との間においてのみ特段の手続を要することなく当然に終了するものとします。
- (3) 前記(1)により本特約が終了した場合（ただし、前記(1)③に該当したことにより本特約が終了した場合を除きます。）には、当行は、速やかに当行所定の方法により受贈者（受贈者が複数の場合において、一部の受贈者のみとの間において本特約が終了したときは、当該受贈者のみ）にその旨を通知します。

7【本特約の失効等】

- (1) 本特約が解約、終了その他の事由により効力を失ったことにより預金者または受贈者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)、後記8【免責等】および後記12【準拠法および管轄の合意】は、本特約が解約、終了その他の事由により効力を失った後においても有効に存続するものとします。

8【免責等】

- (1) 本件贈与契約の効力が生じると否とにかかわらず、または、本件贈与契約が解除、終了その他の事由により効力を失うと否とにかかわらず、本件贈与契約または本特約の締結および履行により預金者または受贈者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。また、本件贈与契約の効力が生じなかった場合または本件贈与契約が解除、終了その他の事由により効力を失った場合であっても、当行は、預金者または受贈者に対してエルダープログラム特約に定めるエルダー利用料を返還することはありません。
- (2) 当行が本件贈与契約に基づき対象預金の贈与の効力が生じた受贈者に対して対象預金の払戻しを行った場合において、当該受贈者が預金者の相続人から遺留分侵害額請求を受けることがあったとし

ても、当該受贈者による遺留分侵害額の負担について、当行は責任を負いません。

- (3) 当行は、預金者に相続が開始した後において、受贈者または預金者の相続人その他の対象預金の払戻しを受ける権利を有しまたは預金者の地位を包括的に承継した者のいずれに対しても対象預金の残高および取引履歴を開示することができるものとします。

9 【届出】

- (1) 次の①から③までに掲げる事由が生じた場合には、当該事実を知った預金者または受贈者（預金者または受贈者に相続が開始した場合における預金者または受贈者の相続人を含みます。）は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。
 - ① 預金者または受贈者のいずれかに相続が開始したとき
 - ② 受贈者のいずれかが、預金者の配偶者もしくは2親等以内の血族に該当しなくなったとき、または民法891条各号に掲げる者に該当することになったとき
 - ③ 本件贈与契約が解除その他の事由によりその全部または一部の効力を失ったとき
- (2) 預金者は、次の①から③までに掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ当行所定の方法により当行に届け出てください。
 - ① 受贈者との合意によると否とにかかわらず、本件贈与契約を解除しようとするとき
 - ② 本件贈与契約の締結後、遺言をしようとするときまたは本件贈与契約に抵触する内容の生前処分その他の法律行為をしようとするとき
 - ③ 受贈者の変更または受贈者の受取割合を変更しようとするとき
- (3) 預金者および受贈者は、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。当該届出を怠るなど預金者または受贈者の責めに帰すべき事由により、当行が行った通知または書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出がなされなかったことにより預金者または受贈者に生じた損害、損失、費用等について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10 【本件贈与契約の解除通知】

- (1) 預金者は、当行に対し、ここに受贈者との合意によることなく本件贈与契約を解除する場合における受贈者に対する解除通知の送付に係る事務のために必要ないっさいの権限を撤回不能の条件において授与したうえ、下記(2)の定めに従い当該事務を行うことを委託し、当行は、これを受託します。
- (2) 当行は、前記9(2)①により預金者から受贈者との合意によることなく本件贈与契約を解除することについて届け出られた場合には、速やかに当行所定の方法により預金者に代わって受贈者に対して本件贈与契約の解除通知を送付します。
- (3) 預金者が受贈者との合意によることなく行う本件贈与契約の解除は、前記9(2)①による預金者からの銀行に対する届出がなされない限り、効力を生じないものとします。

11 【反社会的勢力の排除】

本特約は、預金者および受贈者が次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は本特約の適用をお断りするものとします。また、受贈者が次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は当該受贈者に対して本特約に定めに従って払戻しを行わず、または当行所定の方法により当該受贈者に通知することにより当該受贈者

の受取割合について本特約を解約することができるものとします。

- ① 本特約の預金者または受贈者が特約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本特約の預金者または受贈者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前記AからEに準ずる者
- ③ 本特約の預金者または受贈者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前記AからDに準ずる行為

1 2 【準拠法および管轄の合意】

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 3 【本特約の変更】

- (1) 本特約の各条項は、適用法令の変更その他諸般の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

1 4 【関連預金規定等の準用】

本特約に別段の定めがない事項については、「普通預金規定」、「普通預金に関する無利息特約」、エルダープログラム特約その他の関連する諸規定が適用されるものとします。